

## 基本仕様書

### 1. 委託事業名

令和8年度（2026年度）海外販路拡大支援のためのくまもと輸出促進ネットワーク運営事業業務委託

### 2. 目的

日本における少子高齢化により国内需要の低下が懸念される中、消費者所得が向上し日本食人気上昇している海外市場への販路開拓を推進し、本市の農水産物及び加工品の更なる輸出拡大を図る。

### 3. 事業概要

令和5年度に設立した県内事業者の輸出支援や人材育成支援等の各種取組を包括的かつ効果的に実施する組織である「くまもと輸出促進ネットワーク」の運営及び拡充や、個別商談会・セミナー等の開催により、実効性の高い販路開拓・拡大策を展開する。

### 4. 履行場所(事業範囲)

委託者が指定する場所

### 5. 参加事業者募集範囲

熊本県内に主たる営業所がある農漁業者や食品関連事業者等とする。ただし、熊本市及び熊本連携中枢都市圏（※）に主たる営業所がある事業者を優先する。

※熊本連携中枢都市圏の構成市町村については、以下のURLを参考とすること。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00312353/index.html>

### 6. 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月15日（月）まで

### 7. 提案上限額

5,000千円

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

## 8. 業者選定

本委託事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

## 9. 委託業務に係る留意事項

- 事業の一部または全部の実施が不可能と判断されたときは、協議のうえ内容を変更する場合がある。
- 本委託事業実施に必要な経費については、全て本委託料の範囲内で対応すること。国や他の地方公共団体からの補助金等を本委託事業に充当しないこと。
- 事業実績等について、本委託事業終了後にも提出を求める場合がある。

## 10. 業務委託内容(「農水産物及び加工品の海外輸出」を以下「輸出」という)

### (1) 「くまもと輸出促進ネットワーク」の運営

- ア 県内事業者の輸出支援や人材育成支援等の各種取組を包括的かつ効果的に実施する組織である「くまもと輸出促進ネットワーク」を運営すること。
- イ ネットワークにおける相談対応のフローは、原則、事業者からの輸出に関する相談等を、熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に設置した「輸出に関する支援窓口」(※)で受け付け、受託者と本市でヒアリングを行い、相談内容を整理した後に対応する。
- ウ 「くまもと輸出促進ネットワーク」の利用促進のための広報を実施すること。具体的な広報内容について技術提案書に記載すること。(※)「輸出に関する支援窓口」は、事業者の輸出体制の強化を支援するため令和4年度に当室に設置。当該窓口では、輸出に取り組む、もしくは取り組みたい事業者から相談を受け付け、相談に応じた支援を実施。

### (2) 「熊本産品輸出パートナー」の拡充や広報等

#### <参考>「熊本産品輸出パートナー」について

農水産物や加工品の輸出に取り組む事業者や、海外輸出を支援する関係機関と連携し、熊本の農水産物等の更なる海外販路拡大を推進するため「熊本産品輸出パートナー」(Kumamoto Food Export Partner)登録制度を創設。

- ア 「熊本産品輸出パートナー」のロゴや登録書(日本語、英語、中国語)は令和4年に制作している。提案に当たって素材が必要な場合は担当部署へ連絡すること。

- イ 熊本産品輸出パートナーの拡充のため、登録促進の広報を実施すること。具体的な広報内容について、技術提案書に記載すること。

ロゴ



**Kumamoto Food  
Export Partner**



- ウ 令和6年度作成した「熊本産品輸出パートナー」登録事業者の業種や取扱品目、輸出先等を分類したデータベースをブラッシュアップするため、「熊本産品輸出パートナー」に対してヒアリング等を実施し、本データベースの更新作業を行うこと。なお、更新時期やヒアリング方法等の詳細については、本市と協議のうえで決定すること。
  - エ 定期的に「熊本産品輸出パートナー」に対してメールマガジン等を使用して情報発信を行うこと。頻度や内容等の詳細については、本市と協議のうえで検討し作成すること。  
(内容の例：既存の「熊本産品輸出パートナー」や新規「熊本産品輸出パートナー」登録事業者の紹介等)
- (3) マーケットイン輸出のための個別商談会やセミナー等の企画運営
- ア マーケットイン輸出のための個別商談会やセミナーを開催すること。
  - イ 個別商談会等の参加者は「熊本産品輸出パートナー」登録事業者から優先的に募集すること。  
(内容の例：応募者多数の場合は、登録事業者を優先のうえ選定する等)
  - ウ 個別商談会等を行う場合、輸出手続きを補助する等、参加事業者のフォローを行うこと。
  - エ 参加者募集や会場設営等の事前準備から当日の運営まで行うこと。
  - オ 個別商談会等の方法は対面・オンラインのどちらでも可とする。
  - カ 個別商談会等の開催場所は国内・海外のどちらでも可とする。
  - キ 個別商談会等の広報を提案し実施すること。具体的な広報内容は技術提案書に記載すること。
- (4) アンケートの実施およびターゲット国の調査
- ア 「熊本産品輸出パートナー」の本年度(令和8年度)における輸出額や、海外輸出に関するニーズ等を把握するため、「熊本産品輸出パ

ートナー」を対象としたアンケートを実施すること。

イ アンケート内容や実施方法等の詳細については、本市と協議のうえで決定すること。

ウ アンケート結果を取りまとめて実績報告書に記載すること。

エ 今後の輸出拡大に向け、ターゲット国の調査を行うこと。秋頃を目途に、当該調査の結果を報告すること。

オ 調査の詳細については、本市と協議のうえで決定すること。

(5) 共通事項

ア 上記に記載した業務内容以外にも、「2. 目的」及び「3. 事業概要」に沿った取組の提案がある場合、「7. 提案上限額」以内で自由に提案すること。

イ 取組毎にKPI(成果目標)を設定し、技術提案書に記載すること。なお、「熊本産品輸出パートナー」の新規登録者数は15社・団体以上、「輸出に関する支援窓口」における相談・仲介件数は50件以上、また、商社等とのマッチングなどにより創出する輸出額の目標についてもKPIとして設定すること。

ウ 本委託事業を実施する際は、本市と調整の上、インターネットや紙媒体等、多様なメディアを活用したプレスリリースやPRを行うこと。また、発信した情報（記事や映像等）については、データを随時提出すること。

エ 「くまもと輸出促進ネットワーク」、「熊本産品輸出パートナー」及び個別商談会等の広報について、利用者にとって分かりやすく、効果的な広報を提案すること。広報物のデザインや作成部数については、技術提案書に記載すること。

オ 農漁業者・食品加工業者からの相談やニーズ、意見等については、随時市に報告すること。

11. 成果品等

事業報告書を、それぞれ紙ベース2部及び電子データにて、令和9年（2027年）3月15日（月）までに熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に提出すること（様式は任意とする）。

なお、事業報告書の内容は、以下をまとめたものとする。

(1) 当事業に係る実施結果や効果の評価

(2) KPI(成果指標)の測定結果、ヒアリングやセミナーのアンケートの集計評価

(3) その他委託業務の実施内容に関するもの

- (4) 実施結果を踏まえ、次年度（令和9年度）以降に向けた課題等の整理及びその解決策の提案
- (5) (10. 業務委託内容(4)アンケートの実施)に記載の「熊本産品輸出パートナー」に対するアンケート結果

## 12. 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

## 13. 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

## 14. 遵守法令等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、業務に関係する法令及び規程を遵守しなければならない。
  - 特に個人情報の保護に関する法律、熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）、具体的な手順を定めた情報セキュリティ対策実施手順を遵守しなければならない。
  - 併せて、受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する者に対して、上記を遵守させるために必要な措置を講ずること。
  - また、本業務を遂行するに当たり、個人情報を使用する作業を含むため、契約書中「個人情報の取扱いに関する特記事項」「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、事業上知り得た情報を事業終了後利用してはならない。

## 15. その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様

書を作成し決定する。

- (2) 本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。